

2021 年 5 月 1 日（土）

資金決済法に基づく情報を以下に揭示しております。

1) 供託方法の情報提供について

・資金決済法第 14 条 1 項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられております。

・資金決済法第 31 条 1 項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

・利用者資金の保全方法

当社は、株式会社百五銀行との発行保証金保全契約により利用者資金を保全しております。

2) 無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

- ・当社が発行する前払式支払手段について、紛失、盗難等により利用者に生じた損失について、一切その責任を負わないものとします。

その他、前払式支払手段の注意事項及び利用方法等については、各券種の裏面をご確認ください。